

事 務 連 絡

平成 23 年 8 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について
【家畜／家きん用（牛以外）】の修正と Q&A の周知徹底について

このことについて、平成 23 年 8 月 8 日付け事務連絡をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課課長補佐（技術第 2 班）から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知の内容は、今般、馬、豚、家きん等の飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定めたことを受け、①「パンフレット『【家畜・家きん（牛以外）】『原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について～安全な畜産物を生産するために～』』を修正したこと、②既に、東北農政局及び関東農政局管内の都県で実施している、原子力発電所事故を踏まえた牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査の際の留意事項をまとめた一問一答集（Q&A）を追加作成したこと、以上 2 点を修正・追加したので、牛以外の食用に供される家畜についても、安全な畜産物を生産するため、生産者の方への適正な飼養管理の周知とその徹底を依頼しており、別添通知について本会会員各位への周知を依頼されたものです。

本件のお問い合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



平成 23 年 8 月 8 日

日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課
課長補佐（技術第 2 班）

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について【家畜/家禽用
（牛以外）】の修正と Q & A の周知徹底について

日頃より農林水産行政にご理解賜りありがとうございます。

別添のとおり、牛以外の食用に供される家畜についても、安全な畜産物を生産するため、生産者の方には適正な飼養管理の周知とその徹底をお願いしているところです。

貴団体においても、標記の件について、会員各位に周知いただきますようよろしくお願い致します。



【家畜・家きん用(牛以外)】H23.8.1以降

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について ～安全な畜産物を生産するために～

「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)で、牛、馬、豚、鶏、うずらの飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定しました。

安全な畜産物の生産・供給のため、改めてこのパンフレットの内容についてご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

1. 飼料について

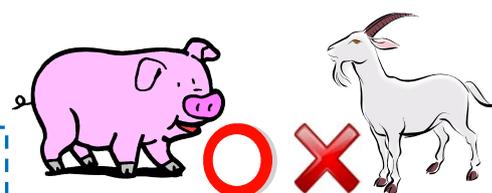
放射性セシウムが暫定許容値以下の飼料や、原発事故前に生産され適切に保管された飼料等を給与しましょう。

- (1) 放射性セシウムが暫定許容値以下の飼料や、原発事故前に刈り取った飼料、輸入飼料を使いましょう。
- (2) 倉庫など屋内で保管された飼料を使いましょう。
- (3) 屋外で保管されている飼料は、飼料タンクやラップ等で密閉保管されたものを使いましょう。
(念のため、使う前に乾草等を覆っているラップ等を布で拭いたり、水洗いしましょう。)

	放射性セシウム
馬、豚、鶏・うずら ^{※1}	300Bq/kg ^{※2}

※1:めん山羊・鹿は除く。

※2:粗飼料は水分80%換算



300Bq/kg以下の飼料

注:)放射性物質により汚染されたおそれのある資材(麦かん、稲わら、牧草等)は、敷料としても使用しないで下さい。

2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

- (1) 水道水や井戸水など、放射性物質の混入のおそれのない水を飲ませましょう。
- (2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。
- (3) 舎外の水槽等で家畜に水を与えることは避けましょう。



裏へつづく

3. 放牧について

牧草中の放射性セシウムが暫定許容値以下の地域では、基本的に放牧可能です。(めん山羊・鹿を除く)

- (1) 馬は、牛(乳用牛・肥育牛(暫定許容値 300Bq/kg))と同じ地域で放牧可能です。
- (2) 豚、鶏、うずらも同様に放牧等が可能ですが、地面を掘ったりついばんだりするため、放射性セシウムが高いと想定される土壌(雨水が溜まる場所等)は避けてください。
- (3) めん山羊・鹿は、放射性物質の畜産物への移行性が高いことが知られています。当面の間、放牧等はしないでください。

放射性セシウムが暫定許容値以下の地域

	馬	豚・鶏 うずら	めん山羊 ・鹿
放牧・屋外 パドック等	○	△	×

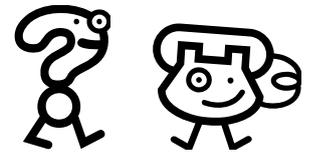


注:) 放牧の可否については県等にお問い合わせください。

4. その他

ご不明な点については、県または下記の連絡先にご相談ください。

- このパンフレットにそった適正な飼養管理がなされていない場合は、家畜及び畜産物(卵・乳)の移動及び出荷を自粛し、県または下記の連絡先にご相談ください。



【参考】

- ・平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」
- ・平成23年6月7日付消費・安全局畜水産安全管理課長補佐事務連絡「めん羊及び山羊に給与される粗飼料や放牧について」
(農林漁業者の方々へ～畜産関係～ http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2_3.html)
- ・平成23年8月1日付消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官連名通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」
(農林水産省～消費・安全～http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_syouan.html)

連絡先	担当者	電話
○県○○センター		
○○県		
○○農政局		
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課畜産技術室	谷口 、新井	03-3502-8111(内4910) 03-3591-3656(夜間)

23生畜第951号
平成23年8月5日

東北農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する
聞き取り調査に係る一問一答について（追加）

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜(家きんを含む。以下同じ)の飼養管理状況に関する聞き取り調査については、「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（依頼）」(平成23年7月23日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。)及び「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（追加）」(平成23年7月25日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。)により、貴局管内の都県に対し聞き取り調査などの実施をお願いするよう依頼したところです。今般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)により馬、豚、家きん等の飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定めたのを受け、留意事項等を取りまとめた一問一答集を追加作成しましたので、貴局管内の都県へ周知方よろしく申し上げます。

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について(Q&A)追加

1. 飼料中の暫定許容値が設定されたことに対する対応について

Q1: 8月1日付けで馬、豚、鶏、うずらの飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が設定されたことについて。

A: 牛以外の家畜については、これまで飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が設定されていなかったことから、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知)による飼養管理をお願いしていたところです。

平成23年8月1日に「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官連名通知)をもって、馬、豚、鶏、うずらの飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定しました。飼料中の放射性セシウム濃度の暫定許容値は、畜産物の放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えないようにするための目安となるものです。今後については、飼料中の放射性セシウムが暫定許容値以下の飼料を使用する等、適切な飼養管理をお願いします。

Q2: 馬、豚、鶏、うずら(めん山羊、鹿を除く)の飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が設定されたことによる変更点について。

A: 原発事故後に生産された飼料であっても、飼料中の放射性セシウムが暫定許容値以下の場合には給与することができるようになりました(原発事故後収集稲わらを除く)。この場合、不適正な管理とは判断せず、移動・出荷の自粛の対象とはなりません。なお、飼料の放射性セシウムが暫定許容値を超える場合は、不適切な管理と判断し、移動・出荷の自粛をお願いします。

馬、豚、鶏、うずらの飼料中の放射性セシウムの暫定許容値は、牛(乳用牛及び肥育牛)と同じで300Bq/kgです。そのため、これらの家畜の放牧は、現在、牛(乳用牛及び肥育牛)で放牧が可能となっている地域で、同様に放牧が可能です。しかし、豚や鶏、うずらについては、土を掘ったりついばんだりすることから、牧草中の放射性セシウムだけでなく、土壌の放射性セシウムについても注意が必要です。例えば、雨水が流入して溜まるような場所は放射性セシウムが高いことが知られているので、そのような場所等での放牧や屋外でのパドック飼養などが確認された場合には、飼料の暫定許容値が300Bq/kgを下回っていても、適正な管理とはいえません。

また、飼料の保管、飲用水等については、これまで同様に適切な管理をするようにお願いします。

【平成23年7月31日付Q&A: Q4、Q9、Q16、Q17、Q20、Q25関連】

Q3:なぜ、めん山羊、鹿の扱いは別なのか。

A:めん山羊、鹿については、牛等と比較して、畜産物(乳・肉)への放射性セシウムの移行が非常に高いことが知られています。また、放牧時に牧草の根に近い部分まで採食するため、土壌中の放射性セシウムを摂取する可能性もあります。そのため、現在、めん山羊、鹿については飼料中の放射性セシウムの暫定許容値について明確に定められる状況にありません。安全な畜産物の生産を行うためには、当面の間、原発事故後に刈り取り、保管した飼料の給与や放牧は自粛してください。

Q4:副産物(野菜くず、麦くず等)について

A:人の食べる食品であっても、家畜の飼料として給与することが望ましくない場合があります。家畜に給与する状態のものが300Bq/kgを下回っていれば問題ありません。

単品(野菜くずやくず麦等)として給与する場合には、その食品の産地のモニタリング値を参考として、300Bq/kg以下であれば給与しても問題ありません。食品残渣等を給与する場合には、食材として使用している材料が300Bq/kgを超えていないことが確認されていれば、問題ありません。

【平成23年7月31日付Q&A:Q20関連】



23生畜第951号
平成23年7月31日

東北農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する
聞き取り調査に係る一問一答について

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜(家きんを含む。以下同じ)の飼養管理状況に関する聞き取り調査については、「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について(依頼)」(平成23年7月23日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。)及び「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について(追加)」(平成23年7月25日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。)により、貴局管内の都県に対し聞き取り調査などの実施をお願いするよう依頼したところです。今般、別添のとおり、当該聞き取り調査を行うにあたっての留意事項等を取りまとめた一問一答集を作成しましたので、貴局管内の都県へ周知方よろしく申し上げます。



23生畜第951号
平成23年7月31日

関東農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する
聞き取り調査に係る一問一答について

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜(家きんを含む。以下同じ)の飼養管理状況に関する聞き取り調査については、「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について(依頼)」(平成23年7月23日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。)及び「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について(追加)」(平成23年7月25日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。)により、貴局管内の都県に対し聞き取り調査などの実施をお願いするよう依頼したところです。今般、別添のとおり、当該聞き取り調査を行うにあたっての留意事項等を取りまとめた一問一答集を作成しましたので、貴局管内の都県へ周知方よろしく申し上げます。

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について(Q&A)

1. 調査の目的

Q1:この調査の目的は何か。

A:牛以外の食用に供される家畜についても「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日付け消費・安全局畜産水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知)により、放射性物質の家畜への暴露の防止・低減を通じて畜産物の汚染を防止・低減するための飼養管理について通知・指導してきたところです。

平成23年7月8日以降に複数の農家が食肉用に出荷した牛の肉から、食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを受け、牛以外の食用に供される家畜についても、食品衛生法上の暫定規制値を超える畜産物の流通を未然に防ぐ必要があります。

そのために、再度、放射性物質による畜産物の汚染を防止・低減するための飼養管理の周知徹底を図るとともに、牛以外の食用に供される家畜で行われている多様な飼養管理形態の状況把握を行い、放射性物質による汚染に対して漏れのないように、適切に対応することが本調査の目的です。

2. 調査の対象

Q2:調査の対象家畜について。

A:食用に供する可能性のある牛以外の家畜・家きん全てが調査の対象となります。

競走用、乗用、ふれあい用、愛玩用であっても、最終的に食用に供する可能性が否定できないものは全てが調査の対象となります。

Q3:調査の対象地域について。

A:本調査の対象地域は、東北・関東の11都県です。このうち岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、埼玉県については粗飼料及び野菜等で食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が確認された地域です。また、東京都、神奈川県、静岡県については、野菜等で食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が確認されている地域です。これらの地域では、屋外において放射性物質による影響があると考えられるため、飼料を屋外に保管している場合や放牧等による屋外での飼養管理により家畜が内部被ばくするおそれがあると考えられます。

3. 追加通知(7/25付け通知)の調査前の移動・出荷の自粛

Q4:なぜ、馬・めん山羊、放牧している豚・家きん等は移動・出荷の自粛をするのか。

A:牛肉から暫定規制値を超えるセシウムが検出された原因として、原子力発電所事故の発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらの給与が考えられることから、稲わらを利用する可能性のある馬・めん山羊について、調査を終え、その結果が明らかとなるまでの期間、移動・出荷の自粛をお願いするものです。また、放牧等を行っている豚や家きん等についても、同様に放射性物質による内部被ばくの可能性が考えられることから、移動・出荷の自粛をお願いするものです。

Q5:移動・出荷の自粛の対象としない家畜について。

A:競馬や乗馬の競技会、ふれあい活動等のための移動であって、食用に供する目的でなく、飼養者の変更が発生しない家畜の移動については、自粛の対象となりません。

Q6:移動・出荷を自粛した場合の損害について。

A:損害については、東電に賠償請求していただくため、各種証明書類の確保について農家への指導をお願いします。

農林水産省としては、原子力損害賠償紛争審査会に対し、中間指針の取りまとめに向けて必要な説明を行っているところです。

Q7:いつの段階で出荷自粛を農家に要請するのか。まずはじめに出荷自粛の通知(連絡)をしてから調査を開始するのか。

A:両通知を速やかに周知するようお願いします。その際、それぞれの通知の日付をもって、調査の実施及び対象となる家畜についての出荷の自粛を指導していただくようお願いします。

Q8:自粛解除の時期について。

A:個々の農家ごとに適正な管理がなされていることが都道府県により確認されれば、解除されることとなります。

4. 調査の流れ、調査結果の判断・指導

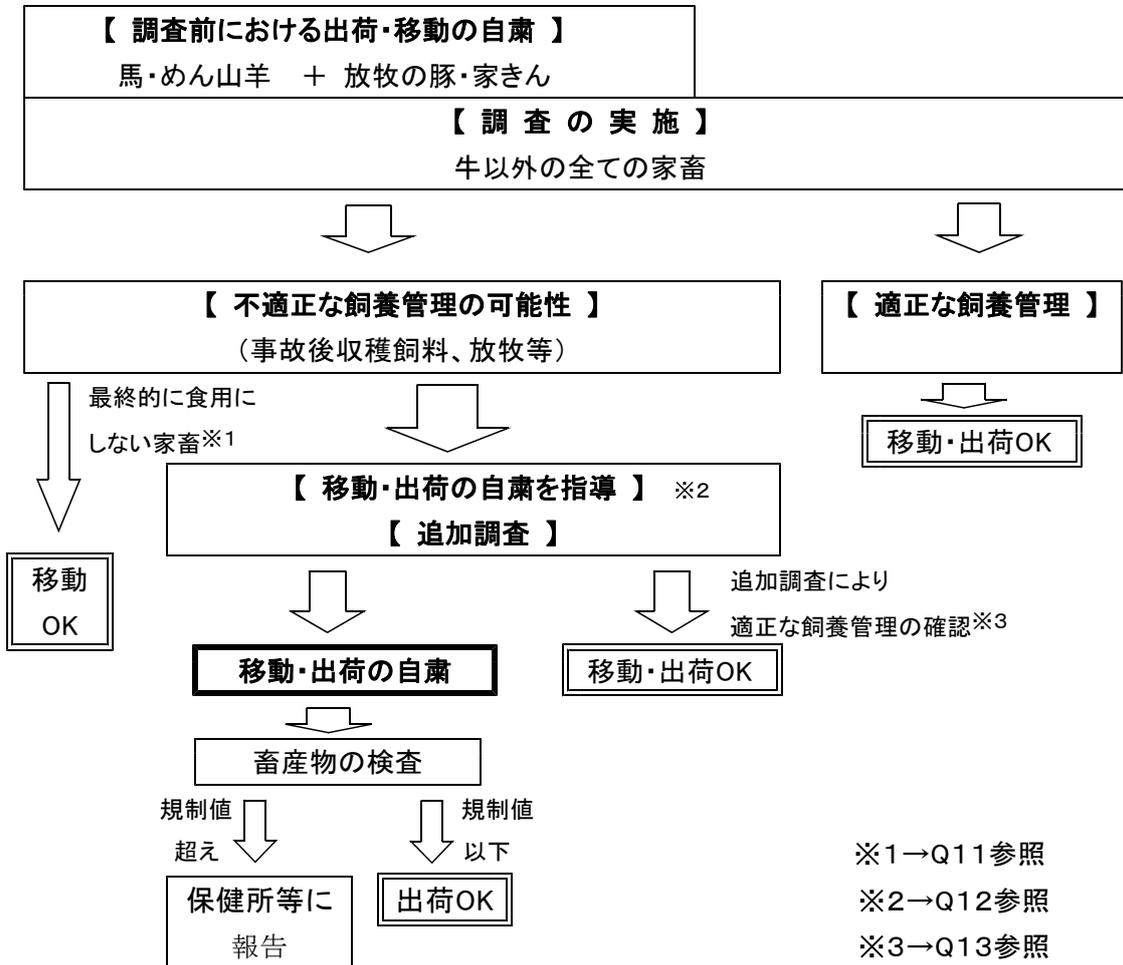
Q9:適正・不適正の判定について。

A:指導に基づき適正に管理されている場合には、適正であるとの判断をしてください。

例示の<不適正>に適合する場所にチェックがされた場合には、不適正の判断をしてください。その他、不明な点については個別にご相談ください。

Q10: 調査及び判定後の対応、流れについて。

A: 以下のフローチャートを参考にしてください。



Q11: 食用に供さない家畜とは何か。※1

A: 競走用、乗用、ふれあい用、愛玩用等の目的で飼養され、食用に供さないものです。これらの家畜については、移動は可能です。ただし、これらの家畜については1. 食用に供しないこと、2. 売却等により飼養者が変更する場合は、移転先の飼養者に対し、当該家畜が放射性物質による汚染の可能性があるため、食用に供しないよう伝達すること、を指導してください。

Q12: 不適正と判断したときの指導について。※2

A: 当面の間、飼養者に対し、当該家畜の移動及び畜産物の出荷の自粛を指導してください。ただし、当該家畜及びその畜産物についてと畜場等において放射性物質に関する検査を行う場合は、この限りではありません。

仮に不適正な飼養管理をしていた場合においても、放射性物質に汚染されていない飼料や飲用水を用いて飼養すれば、代謝により体内の放射性物質は徐々に排出されるため、飼養者に対し、適正な飼養管理を行うように指導してください。今後、畜産物の放射性物質検査の結果等を踏まえて、その取り扱いについて検討を進めることとなります。

Q13: 追加調査により適正な飼養管理の確認とは。※3

A: 今回の調査は牛以外の全ての家畜・家きんを対象とするため、その飼養形態も様々であると想定されます。このため、チェック表のみでは十分に適正であると判断できない場合には、追加で詳細な聞き取り調査や立ち入り検査等の個別具体的な調査を行うことにより、飼養管理の適正・不適正を判断する必要があります。

Q14: 畜産物の放射性物質の検査について。

A: 畜産物の放射性物質の検査の実施については、食品衛生法に基づき都道府県等の自治体において実施されることとなります。円滑な検査が実施されるよう、貴都県衛生部局と連携を図っていただきますようお願いいたします。

Q15: 飼養環境により、どうしても屋内での管理が不可能な場合の指導。

A: 畜舎が整備されてない等で、屋内での管理が不可能な場合であって、食用に供する可能性が否定できないものについては、移動・出荷の自粛をお願いします。

また、競走用、乗用、ふれあい用、愛玩用等の目的で飼養され、屋外での作業や飼養が不可欠なものについては、無理に屋内での飼養を指導する必要はありません。ただし、これらの家畜については1. 食用に供しないこと、2. 売却等により飼養者が変更する場合は、移転先の飼養者に対し、当該家畜が放射性物質による汚染の可能性あるので食用に供しないよう伝達すること、を指導してください。そのうえで、移動は可能です。

Q16: どの程度の期間、このような管理を続けなければならないのか。

A: 牛以外の家畜については、利用可能な飼料の放射性物質の暫定許容値が現時点で設定されていません。このため、当面の間、指導に基づく飼養管理をするよう指導してください。

また、仮に不適正な飼養管理をしていた場合においても、放射性物質に汚染されていない飼料や飲用水を用いて飼養すれば、代謝により体内の放射性物質は徐々に排出されます。

従って、今後、畜産物等の放射性物質検査の結果等を踏まえて、その取り扱いについて検討を進めることとなります。

5. チェック表

○飼料

Q17:なぜ、原発事故前に刈り取り・収集した飼料(牧草、麦、青刈リトウモロコシ等)や輸入飼料を使わなければいけないのか。

A:牛以外の家畜については、利用可能な飼料の放射性物質の暫定許容値が現時点で設定されていないため、飼料の放射性物質が300Bq/kg以下であっても利用可能とは言えず、どのくらいの汚染レベルであれば給与可能かの目安がありません。

原発事故後に刈り取り・収集した飼料(牧草、麦、青刈リトウモロコシ等)は、放射性物質に汚染されている可能性があります。このため、農家が給与している飼料が原発事故後に刈り取り・収集されたものでないことを確認してください。原発事故後に刈り取り・収集したものであれば、給与しないよう指導してください。

Q18:飼料の保管について。

A:原発事故後に屋外で保管されていた飼料は、放射性物質に汚染されている可能性があります。このため、放射性物質の影響のない屋内で保管されていたかどうかについて確認してください。屋外で保管されていた飼料は給与しないよう指導してください。

Q19:飼料タンクやラップ等での保管について。

A:飼料タンクやラップ等で屋外に保管されている飼料については、フタがしっかり閉まっていなかったり、割れていたり、破れていたりしている場合には、ホコリや雨などが侵入して放射性物質により汚染されている可能性があります。そのため、飼料タンクやラップ等で保管されている飼料については、フタがしっかり閉まっているか、また、割れていたり破れていたりしないか等、密閉されているかについても調査、確認してください。フタが閉まっていなかったり、割れていたり、破れていたりした場合には、その飼料は給与しないよう指導してください。

Q20:飼料に供する副産物(野菜くずや麦くず等。以下同じ)については、なぜ調査するのか。

A:牛以外の家畜・家さんにおいては、多様な飼養形態による畜産経営がおこなわれていること、また、震災直後、物流が混乱し、十分な飼料供給がなされなかったと考えられることから、その間に原発事故後に刈り取り・収集した副産物等を飼料として給与していた可能性もあると考えられます。

原発事故後に刈り取り・収集されたものや原発事故後に屋外で保管されていたものは、放射性物質による汚染の可能性があります。このため、原発事故後に刈り取り・収集された副産物を給与したかどうかを調査する必要があると考えています。なお、原発事故後に刈り取り・収集された副産物は給与しないように指導してください。

○敷料

Q21: 敷料についてはなぜ調査するのか。

A: 敷料については、家畜が口にする可能性を否定できません。原発事故後に刈り取り・収集されたり、屋外に保管されていた敷料については、放射性物質により汚染されたおそれがあります。このため、敷料としてどのような資材を利用しているか調査し、放射性物質に汚染された可能性のある敷料を使用していないかを調査するものです。なお、放射性物質に汚染された可能性のある敷料を使用しないよう、指導してください。

○飲用水

Q22: 放射性物質の混入のおそれのある水とは何か。

A: 池やたまり水等の放射性物質の汚染が考えられるものを想定しています。

沢水やわき水についても、地域の水についてのモニタリング検査結果等から放射性物質の汚染があると判断されているものについては、使用しないでください。

Q23: 貯水槽について。

A: 貯水槽は、ホコリ(降下してくるものや地面から舞い上がったもの。以下同じ)や雨水等が侵入することにより、放射性物質により汚染される可能性があります。このため、貯水槽がある場合には、フタをするなどして、ホコリや雨水などが侵入しないようになっているか調査してください。対応していない場合は、フタなどをするように指導してください。

Q24: 舎外の水槽等での給水について

A: 舎外の水槽には、ホコリや雨水等が侵入し、飲用水が放射性物質により汚染される可能性があります。水槽等は畜舎内に置くようにしてください。

○放牧

Q25: 放牧、屋外での飼養(パドック・平飼い)はすべて禁止なのか。

A: 牛以外の家畜については、利用可能な牧草等の粗飼料の暫定許容値について、現時点で設定されていないため、牛とは異なる対応を求めているところです。このため、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日付け消費・安全局畜産水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知)によりお願いしたとおり、当面の間、放牧等はしないでください。

豚や家きんについても、地面を掘ったり、ついばんだりすること等により放射性物質を取り込む可能性があるため、放牧や屋外での飼養(パドック・平飼い)の自粛をお願いします。また、めん山羊については牛と比較して放射性物質の畜産物への移行性が高いことが知られており、また、その採食部位(地面に近い部分や根等)の違いにより、放牧した場合に土壤中の放射性物質を摂取する可能性もあることから特に注意願います※。

なお、屋内における平飼いは問題ありません。
(※「めん羊及び山羊に給与される粗飼料や放牧について」平成23年6月7日付け消費・安全局畜水産安全管理課事務連絡)

○稲わら

Q26:稲わらの調査について。

A:牛肉から暫定規制値を超えるセシウムが検出された原因として、原発事故後に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらの給与が考えられることから、稲わらを利用している場合には、その稲わらの収集時期や入手先、保管状況について確認をお願いいたします。汚染された可能性のある稲わらがあった場合には、飼料や敷料等に使用しないように指導してください。

(例)

<不適正>

(別紙1)

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理チェック表

家畜の種類： _____ 飼養頭羽数： _____ 用途： _____

	チェック項目	回答欄
飼料	(1) 原発事故 (H23. 3. 11) 前に刈り取り・収集した飼料や輸入飼料を使っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	(2) 飼料は、倉庫など屋内で保管していましたか。 (保管場所： _____)	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	(3) 屋外に保管した飼料は、飼料タンクやラップ等で密閉保管されたものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
	(4) 副産物等(野菜くず・くず麦等)は利用していますか。 (給与しているもの： _____)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(5) 副産物等は事故前に生産されたもので、屋内で保管されていたものですか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
敷料	(1) 敷料は何を使っていますか。(例：麦かん、おがこ等)	(_____)
	(2) 敷料は、事故前に刈り取り・収集し、屋内に保管していましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
飲用水	(1) 水道水や井戸水等、放射性物質の混入のおそれのない水を利用していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	(2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当無し
	(3) 舎外の水槽等で家畜に水を与えていましたか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
放牧	(1) 事故発生後、放牧又は屋外(パドック・平飼い)で飼養していましたか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
稲わら	(1) 稲わらを利用していますか。(飼料・敷料) (自場生産：収集時期 _____) (購入：購入元 _____ 購入時期 _____)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 事故後に収集された稲わらの使用が疑われる場合
備考		

※1) 畜種ごとに記入願います。

※2) 用途は、肉用・乳用・採卵用・ふれあい用等ご記入願います。

農家名 _____ 市町村 _____ 電話番号 _____

記入日 _____ 記入者氏名 _____ 所属 _____

(移動・出荷自粛の指導 : あり ・ なし)

(その他指導内容： _____)